

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスを、企業価値の最大化を目指すための経営統治機能と位置付けております。このため、当社は事業の拡大に対応して、適宜、組織の見直しを行い、各事業の損益管理、職務権限と責任の明確化を図っております。会社の意思決定機関である取締役会の機能充実、監査役及び監査役会による取締役の業務執行に対する監視機能の充実、業務遂行上の不正を防止する内部統制機能の充実を図ることに注力しております。

また、当社は、継続して経営の透明性及び公正性を高めるために、法定開示書類の提示を適切に行うとともに、当社ホームページ等を利用したIR活動を積極的に実施する方針であります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
笠原 健治	36,358,000	44.40
THE BANK OF NEW YORK 133972 (常任代理人 株式会社みずほ銀行)	1,448,379	1.76
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505225 (常任代理人 株式会社みずほ銀行)	1,039,100	1.26
SKANDINAVISKA ENSKILDA BANKEN S.A.127200 (常任代理人 株式会社みずほ銀行)	947,033	1.15
BCSL MARGIN TRADING A/C (常任代理人 パークレイズ証券株式会社)	900,000	1.09
Deutsche Bank AG London 610 (常任代理人 ドイツ証券株式会社)	881,343	1.07
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140044 (常任代理人 株式会社みずほ銀行)	800,400	0.97
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口7)	704,800	0.86
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140042 (常任代理人 株式会社みずほ銀行)	690,824	0.84
CDSIL AS DEPOSITARY FOR OLD MUTUAL GLOBAL INVESTORS SERIES (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	684,200	0.83

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

1. 大株主の状況は、平成29年3月31日現在の状況です。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
-------------	---------

決算期	3月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
青柳 立野	公認会計士											
嶋 聡	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
青柳 立野	○	ハートワース・パートナーズ株式会社 代表取締役 社外取締役の青柳立野氏は、平成19年1月まで有限責任監査法人トーマツの業務執行者でありました。当社が平成29年3月期に同監査法人へ支払った監査業務にかかる費用の合計額は33百万円でありました。	公認会計士としての経験・識見が豊富であり、当社の論理に捉われない客観的視点で独立性をもって経営の監視を遂行していただくため、社外取締役に選任しております。 平成19年1月まで当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツに所属しておりましたが、現在退職後10年以上が経過しており、また、これ以外には独立役員の属性として取引所が規定する項目のいずれにも該当しないことから、一般株主との利益相反が生じるおそれがないものと判断し、独立役員に指定いたしました。

嶋 聡		平成29年6月27日開催の定時株主総会において選任されました。同氏は、衆議院議員としての経験を有しているほか、これまでの経歴から企業活動に関する豊富な見識・実績を有しております。その知識経験に基づき、経営事項の決定及び業務執行の監督等を行っていただくため、社外取締役役に選任しております。
-----	--	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5 名
監査役の数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、四半期毎に会計監査人より監査結果報告を聴取するほか、適時に会計監査人と会合を行い、意見及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求めるなど、連携を図っております。また、監査役と当社の内部監査部門である内部監査室は定期的に会合を行い、意見及び情報の交換を行うとともに、監査計画、監査実施状況、監査結果などについて相互に報告をするなど、監査機能の有効性・効率性を高めるため、連携を密にとっております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
加藤 孝子	他の会社の出身者													
佐藤 孝幸	弁護士													
若松 弘之	公認会計士													

- 会社との関係についての選択項目
本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	----------	--------------	-------

加藤 孝子		——	長年にわたる財務及び会計業務の経験と見識を活かして当社の監査を行っていただけると考えるため、常勤の社外監査役として選任しております。
佐藤 孝幸	○	独立役員に指定しております。	弁護士としての専門的知識や経験を活かして当社の監査を行っていただけると考えるため、社外監査役として選任しております。 また、経営陣から独立した地位を有し、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため独立役員に指定しております。
若松 弘之		株式会社ウィザス 社外監査役 キャストリア株式会社 社外監査役 パイオニア株式会社 社外監査役 生活協同組合パルシステム東京 員外監事 社外監査役の若松弘之氏は、平成20年9月まで当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツの業務執行者でありました。当社が平成29年3月期に同監査法人へ支払った監査業務にかかる費用の合計額は33百万円であります。	公認会計士及び税理士としての専門的知識や経験を活かして当社の監査を行っていただけると考えるため、社外監査役として選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名
その他独立役員に関する事項	
——	

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

取締役(社外取締役を除く。)への報酬については、当社の業績を取締役の報酬に反映させ、また株主価値と取締役の利益とを一致させることにより、取締役に業績向上や企業価値の増大、株主重視の経営意識を高めることに対する誘因を与えるといった観点から、株式関連報酬としてストックオプションを付与することとしております。行使価額(権利行使時の払込金額)が時価を基準に決定されるものと行使価額が1円のもの(株式報酬型ストックオプション)の2種類を発行し、その付与については、株主総会で承認された取締役報酬等の限度額内で算定しており、取締役会において、業績等に対する貢献度等の要素を総合的に勘案して決定しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役
-----------------	-------

該当項目に関する補足説明

当社の取締役(社外取締役を除く。)に対して、当社グループの業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的として、ストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	一部のものだけ個別開示
-----------------	-------------

該当項目に関する補足説明

平成29年3月期における当社の取締役及び監査役に対する役員報酬は以下のとおりであります。なお当社では、監査役は全員社外監査役であり、報酬のうち退職慰労金はございません。
取締役(社外取締役を除く。) 総額541百万円
監査役(社外監査役を除く。) 対象なし
社外役員 総額36百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等につきましては、取締役報酬規程をもとに、同業他社の水準、業績、および従業員給与との均衡等を考慮し、株主総会で決議された範囲内で、取締役会決議で決定しております。

また、取締役の報酬限度額は、平成28年6月28日開催の定時株主総会において、月例報酬とストックオプションを併せて、年額1,000百万円以内（うち社外取締役分100百万円以内。）と決議しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

当社では、社外監査役のうち1名は常勤監査役として社内に常駐しており、管理部門を中心に、適宜該当部署・担当者に対して直接ヒアリングを行うとともに、同者から監査役に対して報告が行われております。今後も必要に応じた体制を布く予定であります。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

(1) 企業統治の体制

当社の経営上の意思決定、業務執行及び監督にかかる機能は以下のとおりです。

（取締役及び取締役会）

取締役会は社外取締役2名を含む取締役7名で構成され、原則として毎月1回定期的に取締役会を開催し、迅速かつ効率化な意思決定を行う体制としております。また、取締役の経営責任をより明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を1年としております。

（経営会議）

当社では、取締役会の意思決定を速やかに行い、重要事項について十分な審議を行うために経営会議を設置しております。経営会議は、原則として毎月1回定期的に開催しておりますが、必要がある場合には随時開催することとしております。

（監査役会）

当社は、監査役設置会社であります。監査役会は3名の社外監査役（うち1名は常勤監査役）で構成されており、原則として毎月1回定期的に開催されております。また、監査役監査は年度計画に基づいて行われ、監査役会において報告・協議し、取締役に對し適宜意見を述べ、内部監査及び会計監査人との連携により全般的な監査を実施しております。

(2) 内部監査及び監査役監査

内部監査の組織体制として、当社では内部監査室を設置し、専任担当者を3名配置しております。同室では、内部監査を実施し、その結果の報告、内部監査指摘事項の改善状況の調査・報告を当社の代表取締役社長に行っております。これにより、不正取引の発生防止や業務の効率性改善等に努め、会社の業績向上、遵法経営を通じて会社の発展に寄与することを目的とした内部監査を実施しております。

監査役は、定期的な監査役会の開催のほか、取締役会への出席、その他社内的重要な会議への出席、会社財産の調査及び業務の調査等を通じて取締役の業務を十分に監査できる体制となっており、不正行為又は法令もしくは定款に違反する事実の発生防止にも取り組んでおります。また、内部監査室と定期的に意見・情報交換を行い、内部統制が有効に機能するよう図っております。

内部監査室、監査役及び会計監査人の相互連携について、内部監査室は、内部監査の状況を監査役会に報告し、適時に会合を行い意見及び情報の交換を行っております。監査役は、四半期毎に会計監査人より監査結果報告を聴取し、必要に応じて会計監査人に報告を求めるなど情報の共有を行っております。さらに監査役は、会計監査人に対して、監査計画、監査実施状況、監査結果等について報告を求めるなど、監査機能の有効性・効率性を高めるための取り組みを行っております。

(3) 会計監査の状況

当社は、会計監査人として有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結しており、同監査法人が会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査を実施しております。公認会計士は次のとおりであります。

指定有限責任社員 業務執行社員 末村 あおぎ

指定有限責任社員 業務執行社員 宮澤 義典

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役設置会社であり、その他、社外取締役の選任や経営会議の導入により適正な業務執行と迅速な意思決定を行える経営体制を構築しております。

また、独立性の高い社外取締役及び社外監査役を選任することで経営に対する透明性の確保と監督機能の強化を図れると考え現状の体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期日の4営業日前に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	第18期株主総会は平成29年6月27日に開催しております。
電磁的方法による議決権の行使	パソコン、携帯電話またはスマートフォンよりインターネットを通じた議決権の行使を受け付けております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	ホームページ上に英語版の要約した招集通知を掲載しております。
その他	当社Webサイト上に招集通知を掲載しております。 また、議決結果について平成29年6月28日付の臨時報告書にて公表しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期毎の決算発表後にアナリスト及び機関投資家向けの決算説明会を実施しています。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	毎四半期、定期的に海外投資家との電話会議等を開催。 また、年に数回、海外IRを実施し、直接訪問する機会を設けております。	なし
IR資料のホームページ掲載	当社Webサイト上に「IR情報」ページ< http://mixi.co.jp/ir >を設けており、決算情報、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書(四半期報告書)、決算説明会資料・決算説明会動画等を掲載しています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	当社のIRは、経営推進本部内に設けているIR専門の部署で対応しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「倫理規程」に規定しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

□ 内部統制システムに関する基本的な考え方

以下に記載する内部統制システム構築の基本方針のもと、適正なコーポレート・ガバナンスを維持し、有効かつ効率的な企業活動、財務報告の信頼性確保ならびに法令遵守のための体制を整えることが不可欠と考え、内部統制システムの整備、機能の強化に努めることで、当社の社会的使命を果たしてまいります。当社は、今後も業務の適正性を確保していくとともに、より効果的な内部統制の体制を構築できるよう継続的な改善を図ってまいります。

1. 当社及び当社子会社(以下、当社グループという。)の取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1) 当社グループでは、「倫理規程」においてコンプライアンスの重要性を掲げるとともに、その内容を情報システムや教育等を通じて全従業員に周知、徹底する。

(2) 当社グループでは、業務プロセスや社内規程の整備、内部監査室による評価・監視体制の強化により、取締役及び従業員の職務執行の適正に努める。

(3) 法令及び定款違反等の行為に対する牽制機能として内部通報制度を制定し、不祥事の未然防止を図るとともに、反社会的勢力排除に向けた体制整備を行う。

(4) 当社グループでは、法令・定款違反等の行為が発生した場合又はそのおそれが発生した場合には、迅速に情報を把握し、その対処に努める。

2. 当社グループの取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社グループでは、情報管理に関する規程を整備し、重要文書の特定や保管形態の明確化により、個人情報及び重要な営業秘密、取締役の職務の執行に係る情報を適切かつ安全に保存・管理する体制を構築する。

3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループを取り巻く様々なリスクを把握、管理するための規程を整備し、リスク管理に必要な体制の整備・強化を行う。リスクマネジメント推進体制の最高責任者として取締役社長を位置づけるほか、その補佐機関として統括管理本部長を責任者とする「内部統制委員会」を設置し、当社グループが行う事業に関連するリスクを把握、評価し、その低減に努めるとともに、有事が発生した場合には、迅速かつ適切に対応する。

4. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 当社グループでは、担当職務内容及び職務権限を明確にするため、職務分掌及び職務権限に関する規程を整備するほか、グループ共通の情報共有システムの導入等、当社グループの取締役の職務執行の効率性を確保するよう努める。

(2) 現在及び将来の事業環境を踏まえ各事業年度において予算を作成し、当社グループの目標を設定する。当社各部門及び各グループ会社においては、その目標達成に向けて各種施策を実行する。また、毎月の当社グループ全体の予算実績を当社取締役会において報告し、当社各部門及び各グループ会社の目標達成状況を検証する。

5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

(1) 当社は、グループ会社の管理を行う部門を設置し、グループ会社管理規程に基づき、グループ会社の事業の進捗状況及び取締役等の職務執行状況のモニタリングを行う。

(2) 当社は、当社取締役社長をはじめとした各取締役及び各執行役員が出席する定例会議を開催し、各グループ会社より事業の状況に関する報告を受けるとともに、重要事項について必要がある場合には適切な指導・助言を行う。

(3) 当社内部監査室は、内部監査規程に基づき、法令、定款及び社内規程等への適合性の観点等から、グループ会社の内部監査を実施する。

6. 当社監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項

当社は、監査役の職務を補助するため、監査役又は監査役会の求めに応じて、監査役の職務を補助する部門(以下「監査役室」という。)を設置し、監査役を補助すべき従業員を配置する。監査役は当該従業員に対して監査に必要な事項を指示することができる。

7. 当社監査役の職務を補助すべき従業員の当社取締役からの独立性に関する事項及び同従業員に対する当社監査役の指示の実効性の確保に関する事項

(1) 監査役の職務を補助すべき従業員は、当該業務を行うにあたっては、監査役の指示のみに従うものとし、取締役及び従業員の指示を受けない。

(2) 監査役の職務を補助すべき従業員の任命、人事考課及び異動については、監査役会の意見を聴取し決定するものとする。

8. 当社取締役及び従業員が当社監査役に報告をするための体制

(1) 監査役は、取締役会や経営会議等の重要な会議に出席し、取締役及び従業員から説明を受けることができるものとする。

(2) 監査役は、重要な書類その他の書類を閲覧し、必要に応じて取締役及び従業員に説明を求めることができるものとする。

(3) 取締役及び従業員は、会社の経営又は業績に重大な影響を及ぼすおそれのある事実については、直ちに監査役に報告しなければならないものとする。

9. 当社グループの取締役、監査役等及び従業員またはこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告をするための体制

当社グループでは、内部通報制度を通じ、各グループ会社の取締役及び従業員が当社監査役に報告をする手段を設ける。また、監査役以外の内部通報を受けた者は適時かつ適切に当社監査役に報告する。

10. 8及び9の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループでは、当社監査役に対する当社グループの取締役及び従業員からの通報については、法令または内部通報制度等に従い通報内容を秘密として保持するとともに、通報者に対する不利益な取扱いを禁止する。

11. 当社監査役の職務の執行について生ずる費用の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じる。また、監査役が職務執行に必要があると判断した場合、弁護士、弁理士、公認会計士、税理士その他の社外の専門家に意見・アドバイスを依頼するなど必要な監査費用を認める。

12. その他当社監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社グループの取締役及び従業員は、監査役の監査に対する理解を深め、監査体制の実効性を確保するべく、監査役の監査に協力する。
- (2) 監査役は、取締役、会計監査人と定期的に意見交換を行うとともに内部監査室と連携し、効果的な監査を行う。
- (3) 当社グループでは、監査役と会計監査人との意見及び情報の交換、監査役からの求めに応じ、当社の代表取締役、取締役、及び執行役員へのヒアリング、社外取締役との連絡会、執行役員、子会社の代表取締役等との定期的なミーティングの機会を確保するなど、監査が実効的に行われる体制を整備する。

□ 内部統制システムの整備状況

上記の内部統制システム構築の基本方針に基づき、社内体制の整備を行っております。

コンプライアンス体制の整備状況としては、「倫理規程」の策定、内部通報制度の構築・運用を行っております。

リスク管理体制の整備状況としては、内部統制委員会を設置し、各部門の担当業務に関連して発生しうるリスクを把握、評価し、その低減に努めております。

情報管理体制としては、「文書管理規程」を策定している他、個人情報漏洩についてのリスクを十分認識し、個人情報保護への体制を強化しております。また、当社独自のプライバシーポリシーを策定し、社内全体で運用体制を構築し、社内での情報の取り扱いに関する権限の設定や社内教育による啓蒙活動の実施により情報保護の徹底を図っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

□ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体とのいかなる関係も排除し、不当要求等に対しては毅然と対応する方針であります。

□ 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は、上記の方針のもと、反社会的勢力の排除に向けて、「倫理規程」及び「反社会的勢力排除に関する規程」を制定し、反社会的勢力との隔絶を明記しているほか、反社会的勢力への利益供与を禁止する規定等、反社会的勢力や団体の活動を助長したりしてはならない旨を明確に定め、反社会的勢力との関係拒絶を徹底しております。

社内体制としては、反社会的勢力による不当要求が生じた場合の対応部署を設け、組織的対応を行うとともに、警察庁・警視庁、弁護士、外部コンサルティング会社等に対する相談・支援要請等を行うものとしております。また、マニュアルの整備及び周知徹底ならびに取締役及び使用人に対して、適宜、教育及び研修を行っております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

< 適時開示体制の概要 >

1. 適時開示に係る基本姿勢・方針

株主、投資家、地域社会等ステークホルダーへの適時・適切な情報開示が、当社に対する理解を促進し、適正な評価に資すると考え、常にステークホルダーの視点に立った迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を行えるように社内体制の充実に努めております。

適時開示に関する教育に関しては、役員・従業員に対して入社時等の社内研修を通じて、適時開示の対象となる重要事実の周知徹底及びインサイダー取引についての教育を行っております。

2. 会社情報の適時開示に係る社内体制

当社では、会社情報の社内管理と適時・適切な情報開示を徹底するため、経営陣の指示監督のもと、複数の専門部署を設置し、全社的な取り組みを行っております。開示資料の精度向上や内容の充実を図るため、複数の部署による相互のチェックを行う仕組みを構築しており、同時に定期的な内部監査により内部統制の仕組みの適格性の確認を行っております。また、定期的に会計監査人による会計上の適格性、適法性のチェックを受けております。なお、子会社についても当社経営陣及び専門部署により適時・適切な情報が当社の開示方針に添うように報告、収集される仕組みが構築されており、その情報の重要度に応じた会社情報の開示を行っております。

3. 適時開示の手続き

(1) 重要な決定事実・発生事実に関する情報

経営推進本部長は、当社各部門及びグループ各社より報告された情報について、広報IR部門及び法務部門と連携して情報の内容を分析し、適時開示規則等に照らして、開示の要否及び開示の内容や方法を検討します。

その結果、適時開示の対象となる重要事項と判断された場合には、経営会議又は取締役社長への報告を経て(重要性の度合いによっては直接)取締役会に上程され、取締役会の了解を得た上で速やかに開示を行います。

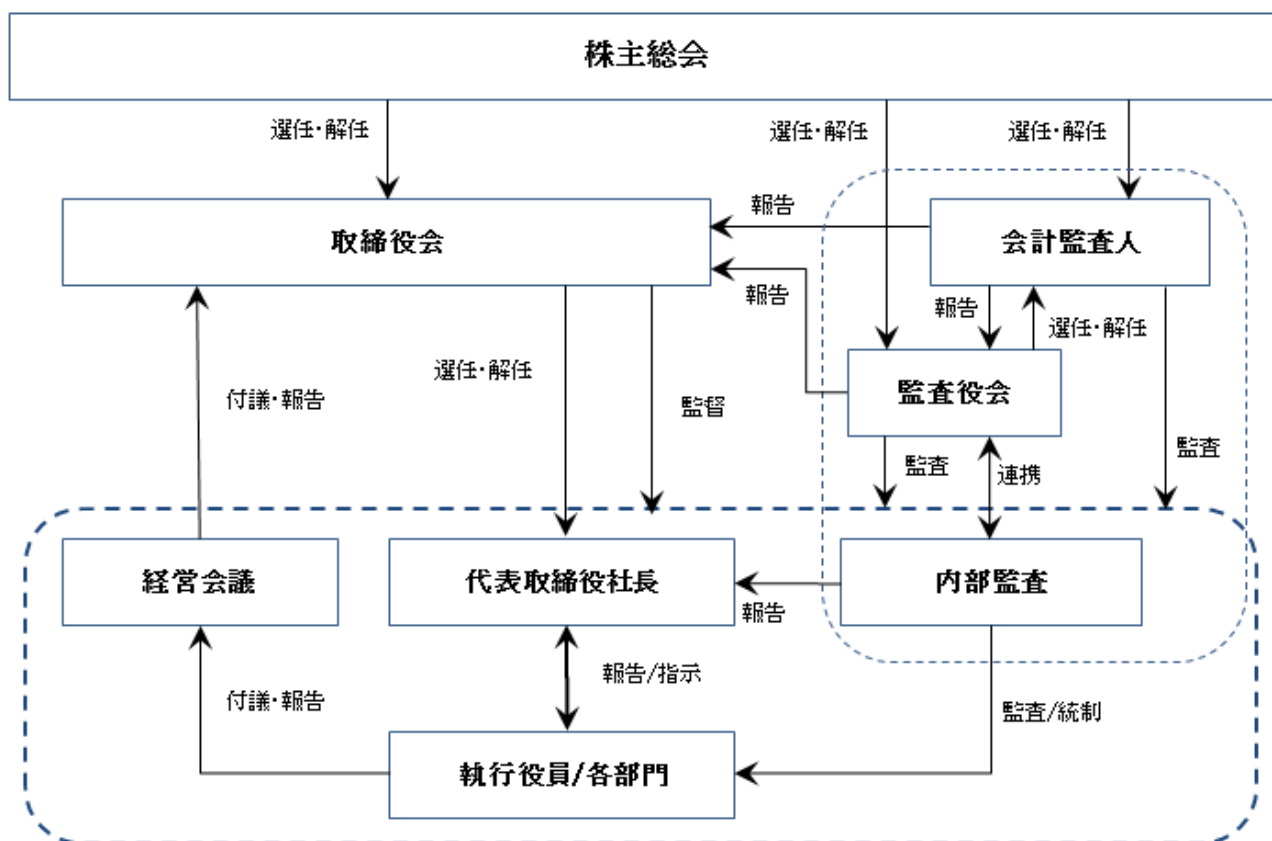
(2) 決算に関する情報

経理財務部門は、会計監査人や外部専門家と必要に応じて協議等を行い、精査された決算開示資料(決算短信、四半期決算短信)について経営推進本部長に報告し、取締役会の了解を得た上で速やかに開示を行います。

4. 適時開示の方法

当社では、開示を行う会社情報についてはTDnet及びEDINETを利用して遅滞なく開示を行い、併せて報道機関に対しても開示資料を配布いたします。また、公表された会社情報は当社ホームページに掲載する等、株主及び投資家等の皆様への迅速、正確かつ公平な情報提供に努めております。

【コーポレート・ガバナンス体制の模式図】



【適時開示体制の模式図】

